

第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、以下のとおりとする。(別紙1のとおり)

- (1) 入札参加者は、単独企業又は複数の企業で構成されるグループとし、グループを構成する企業数の上限は任意であり、1企業で複数の業務を兼ねることは可とする。
- (2) 複数の企業で構成されるグループは、設計・施工業務の実施を担う者、維持管理の実施を担う者により構成されるグループ(以下、「入札参加者グループ」)とする。
- (3) 入札参加者グループは、施工業務の実施を担う構成企業の中から入札参加者グループの代表企業を定め、代表企業が入札参加資格審査申請書等の申請及び入札手続きを行うこと。
- (4) 入札参加者グループは、入札参加資格審査申請書等の提出時に代表企業及び構成企業の企業名並びに携わる業務及び工事について明らかにすること。
- (5) 資格審査書類の提出後、代表企業及び構成企業の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情があると本市が認めた場合に限り認めるものとする。
- (6) 入札参加者グループの構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。

2 共通の入札参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 次の法律の規定による申立て又は通告がなされていない者であること。
 - (ア) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)第17条及び改正前の「会社更生法」(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立て(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
 - (イ) 「民事再生法」(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びその構成員又はその構成員の統制下にある者でないこと。
- (4) 入札参加資格の審査申請の受付期間の最終日から落札決定の日までの間に、本市の指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のある者でないこと。「資本面及び人事面において関連のある者」とは、2(6)ア及びイに該当する者をいう。なお、本事業に係る本市のアドバイザー業務に関与した者は、以下に示すとおりである。

- ・日本工営株式会社
- ・玉野総合コンサルタント株式会社
- ・PwC 弁護士法人

(6) 入札参加者グループを構成する企業のいづれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の入札参加者グループを構成する企業でないこと。「資本関係又は人的関係のある者」とは次のアからウまでのいづれかに該当する者をいう。これに該当する者が構成企業である入札参加者グループのした入札は全て無効とする。ただし、該当する者が構成企業である入札参加者グループの一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。
この入札に参加する複数の者の関係が、以下のアからウまでのいづれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする。ただし、該当する者の一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効とはならない。

ア 資本関係

以下のいづれかに該当する二者の場合。

(ア) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいづれかに該当する二者の場合。

ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - i. 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ii. 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - iii. 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - iv. 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3 各業務における応募資格要件

(1) 設計・施工業務の実施を担う者の要件

ア 全般

- (ア) 単独企業又は設計・施工業務の実施を担う者から建設JVを結成する。なお、建設JVの施工方式は、共同施工方式（甲型）、分担施工方式（乙型）いずれも可とする。
- (イ) 建設JVを構成する企業数は2社から4社とし、1企業で参加資格要件を満たす複数の役割を果たすことを妨げない。
- (ウ) 建設JVへの出資に係る制約及び要件は、次のとおりとする
 - (a) 共同施工方式（甲型）の場合は、代表者の出資比率が構成員中最大であること。
 - (b) 分担施工方式（乙型）の場合は、本工事における各構成員の分担工事を定めること。

イ 設計業務の実施を担う者の要件

- (ア) 本工事に関する設計を施工業務の実施を担う者が行う場合
 - a 施工業務の実施を担う者が本事業における設計を自ら行う場合、建設JV構成員のいずれか又は単独企業は、次の要件を全て満たすこと。
 - (a) 建設JVにおいて建築設計を担う構成員又は単独企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、建築設計業務の担当技術者として一級建築士を配置できること。
 - (b) 建設JVにおいて建築設計以外の各設計を担う各構成員又は単独企業は、以下の①から③のいずれかを満たす者が在籍していること。また、建築設計以外の各設計業務の担当技術者として配置できること。なお、ウ(ア)bに示す各工

事の各設計の担当技術者は他の工事の設計を兼務することはできない。

- ① 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士（上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか、又は、総合技術監理部門（選択科目は上下水道部門、建設部門、機械部門、電気電子部門のいずれか））の資格を有する者
 - ② R C C M（選択部門は下水道、鋼構造及びコンクリート、機械、電気電子のいずれか）の資格を有する者
 - ③ 外国資格を有する技術者で上記①又は②相当との国土交通大臣認定等を受けている者
- (c) 建設 J V 構成員において各設計を担う各構成員又は単独企業は、(b)①から③のいずれかを満たす者を設計業務の管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者として配置できること。ただし、単独企業又はある構成員がウ(ア)bに示す複数の工事の設計業務を担当する場合は、管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者は他の工事の設計を兼務することができるものとする。建築設計のみを行う構成員は一級建築士を管理技術者、設計主任技術者及び照査技術者とすることも可能とする。また、管理技術者、設計主任技術者担当技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。なお、施工業務における現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者及び設計主任技術者を兼務することができる。

- (イ) 本工事に関する設計の全部又は一部を建設 J V 構成員の建設コンサルタントが行う場合
- a 建設 J V 構成員の建設コンサルタントが本事業における全ての設計を行う場合は、当該建設コンサルタントは次の要件を全て満たすことである。
 - (a) 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）
 - (b) 建築設計に関する要件として、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録をしていること。また、建築設計業務の担当技術者として一級建築士を配置できること。
 - (c) 技術士法（昭和56年法律第25号）に定める技術士で、技術士（上下水道部門（選択科目を「下水道」とする。）又は、総合技術監理部門（選択科目は上下水道部門一下水道））の資格を有する者、R C C M（選択部門は下水道）の資格を有する者、又は外国資格を有する技術者で上記相当との国土交通大臣

認定等を受けている者のいずれかを満たす者が在籍していること。

(d) (c)の者を設計業務の管理技術者、設計主任技術者及び担当技術者、照査技術者として配置できること。なお、管理技術者、設計主任技術者担当技術者は兼務することができるが、照査技術者は兼務することはできない。また、ウ(ア)bに示す各工事の各設計の担当技術者は他の工事の設計を兼務することはできない。

(e) 下水道法上の下水処理場又はポンプ場の土木及び建築部分の実施設計業務（同一施設で土木と建築が別契約のものでもよい）を、元請として平成18年度以降に完成させた実績があること。

(f) 下水道法上の下水処理場又はポンプ場の機械及び電気設備の実施設計業務（同一設備で機械と電気が同一契約のものに限る）を、元請として平成18年度以降に完成させた実績があること。

b 建設JV構成員の施工業務の実施を担う者と建設JV構成員の建設コンサルタントが本事業における設計を分担する場合は、次の要件を全て満たすものであること。

(a) 施工業務の実施を担う者は上記(ア)a(a)から(c)の要件を満たすこと。

(b) 建設コンサルタントは上記(イ)a(a)から(d)の要件を満たすこと。

(c) 建設コンサルタントが土木、建築設計を行う場合は上記(イ)a(e)を、機械、電気設計を行う場合は上記(イ)a(f)の要件を満たすこと。

(ウ) 本工事に関する設計の一部を委託する場合

a 入札参加者が本工事における設計の一部を自ら行わない場合は、次の要件を全て満たす設計受託者にその設計を委託することができる。ただし、建設JVの構成員又は単独企業は、担当する工事の設計業務につき、上記(ア)a(b)①から③で定める者を設計業務の管理技術者として配置すること。なお、施工業務における現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、管理技術者を兼務することができる。

(a) 第3 2 の全ての要件を満たすこと。

(b) 上記(イ)a(a)から(c)及び上記(イ)b(c)の要件を満たすこと。なお、(イ)b(c)の建設コンサルタントは、設計受託者と読み替える。

(c) 上記(イ)a(c)の要件を満たす者を、設計主任技術者及び担当技術者、照査技術者として配置できること。なお、設計主任技術者担当技術者と照査技術者は兼務することはできない。また、ウ(ア)bに示す各工事の各設計の担当技術者は他の工事の設計を兼務することはできない。

(d) 入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。

ウ 施工業務の実施を担う者の要件

(ア) 共通

- a 令和4・5年度神戸市工事請負競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。（神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。）
- b 土木工事、建築工事、機械設備工事、及び電気設備工事の各工事において、各工事を担当する建設JV構成員は当該工事期間中に監理技術者又は主任技術者を専任配置すること。また、建設JV構成員1社が上記の複数の工事を担当する場合は、担当工事に係る配置技術者を専任配置すること。

(イ) 土木・建築

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「土木工事業」及び「建築工事業」に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書（本件工事の入札参加資格確認申請の日前で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における土木工事一式及び建築一式工事の総合評価値がそれぞれ900点以上であること。なお、参加資格の資格確認の基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。
- c 土木工事及び建築工事について、下水道法上の下水処理場又はポンプ場の土木及び建築部分の建設工事を、元請けとして平成18年度以降に完成させた実績があること。（同一施設で土木と建築が別契約のものでもよい）ただし、共同企業体の構成員として施工したものは、代表者として施工したものに限り実績に含める。なお、新設工事のみではなく、増設工事及び改築工事も実績として認める。

(ウ) 機械

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「機械器具設置工事業」及び「水道施設工事業」に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における機械器具設置工事及び水道施設工事の総合評価値がそれぞれ1000点以上であること。なお、参加資格の資格確認の基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。
- c 機械工事について、下水道法上の終末処理場で、処理能力1万m³/日以上の生物反応槽において、窒素・リン同時除去の高度処理方式の反応槽設備を、新設又は更新

する工事を、元請けとして平成18年度以降に完成させた実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。なお、窒素・リン同時除去の高度処理方式とは、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒型膜分離活性汚泥法（凝集剤添加）、循環式硝化脱窒法（凝集剤添加）の他、これらの方針と同程度以上に下水中の窒素・リンを処理することができる処理方式を含む。

(イ) 電気

- a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく「電気工事業」に係る特定建設業の許可を受けた者であること。
- b 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項に定める経営事項審査の総合評定値通知書における電気工事の総合評定値が1000点以上であること。なお、参加資格の資格確認の基準日において有効かつ最新の経営事項審査の総合評定値通知書の数値を採用すること。
- c 電気工事について、下水道法上の終末処理場において、下記の全ての設備を元請けとして平成18年度以降に完成させた施工実績があること。ただし、補修工事及び現在施工中の工事に係るものを除く。また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。
 - (a) 高圧受変電設備（自社で製作した高圧受変電盤を用いたものに限る）
 - (b) 水処理又は汚泥処理に係る動力負荷設備（自社で製作した動力制御盤を用いたものに限る）
 - (c) 中央監視設備（自社で製作したコントローラ盤・監視装置を用いたものに限る）

(2) 維持管理業務の実施を担う者の要件

維持管理業務の実施を担う者は、以下に示す要件を満たすこと。

ア SPCを設立する場合

- (ア) 単独企業でSPCを設立する場合は、その企業が次の全ての要件を満たすこと。複数企業でSPCを設立する場合は、全ての構成企業が次のaを満たし、いずれかの構成企業がb及びcの要件を満たすこと。

- a 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)
- b 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第

1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。

- c 平成18年度以降に、公共下水道、流域下水道における、処理能力1万m³/日以上の下水処理施設（オキシデーションディッチ法を除く）において、元請として維持管理業務を実施した実績が入札日において1年以上あること。

イ SPCを設立しない場合

- (ア) 入札参加グループの場合は、建設JV構成員のいずれか（本事業の設計及び施工を単独で行う場合は、建設企業）及び維持管理業務の実施を担う者から維持管理業務のための共同企業体（以下、「維持管理JV」という。）を自主結成すること。
- (イ) 維持管理JVの構成員は2社から4社とし、代表者の出資比率が構成員中最大であること。なお、代表者は建設JV構成員（本事業の設計及び施工を単独で行う場合は、建設企業）である必要はない。
- (ウ) 単独企業の場合は次の全ての要件を満たすこと。入札参加グループの場合は維持管理JVの全ての構成員は次のaを満たし、いずれかの構成員がb及びcの要件を満たすこと。
- a 令和4・5年度神戸市競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(神戸市契約規則第3条の2第1項又は第27条の4第1項に読み替えて適用する規則第3条の2第1項に規定する認定を受けていること。)
- b 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- c 平成18年度以降に、公共下水道、流域下水道における、処理能力1万m³/日以上の下水処理施設（オキシデーションディッチ法を除く）において、元請として維持管理業務を実施した実績が入札日において1年以上あること。

(3) 参加資格の確認

参加資格の確認の基準日は、資格審査書類の提出締切日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に、入札参加者が上記参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。